商品概要説明書

貯蓄貯金

(4年11月29日現在)

t.	nt that A				
商品名	・貯蓄貯金				
ご利用いただける方	・個人のみ				
期間	・期間の定めはありません。				
預入方法					
(1)預入方法	・随時預け入れできます。				
(2)預入金額	・1円以上				
(3)預入単位	1円単位				
払戻方法	・随時払い戻しできます。				
利息	REMINDED IN C.C. O. J. O.				
(1) 適用金利(2) 利払頻度(3) 計算方法	・1円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上1,000万円未満、1,000万円以上の6段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2月と8月の当JA所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として1年を365日と				
	する日割計算をします。				
(4)税 金	・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。 ※ 2037 年 12 月 31 日までの適用となります。				
(5)金利情報の入手 方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。				
手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金				
	融機関等の所定の手数料がかかることがあります。				
	・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場				
	合には、未利用口座管理手数料をいただきます。				
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。				
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができる				
1170年(5、2010年)	・マル酸(厚がすべ、有等を対象とする「少飯則留外味忱刑及」)の収扱でいることは、				
	9°0 ・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。				
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。				
貯金保険制度	- 保護対象				
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険 法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た すもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保 護されます。				
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または本店信用部(電話:03-5372-1314)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)				
	でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。				

	Т					
	名 称	電話番号	受付日	受付時間		
	東京弁護士会	03-3581-0031	月~金(祝日、年	9:30~12:00		
	紛争解決センター		末年始を除く)	13:00~15:00		
	第一東京弁護士会	03-3595-8588	月~金(祝日、年	10:00~12:00		
	仲裁センター		末年始を除く)	13:00~16:00		
	第二東京弁護士会	03-3581-2249	月~金(祝日、年	9:30~12:00		
	仲裁センター		末年始を除く)	13:00~17:00		
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東					
	京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からの					
	お申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセス					
	に便利な地域で手続を進める方法もあります。					
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ					
	会議システム等により、共同して解決に当ります。					
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移					
	管します。					
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも					
	のではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または					
	東京三弁護士会にお問い合わせください。					
その他参考となる	・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動					
事項	受取りにはご利用できません。					
	・総合口座の取扱いはできません。					
	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月7日ま					
	で未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させて					
	いただきます。					

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA東京あおば